

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) <u>一般管理費</u>については、経費の効率的な執行に努める。また、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえた<u>人件費削減</u>（退職金、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改善分は除く。）を行うとともに、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直し</u>に取り組む。</p> <p>(2) <u>業務経費</u>については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 平成 17 年度中に策定した最適化計画を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般管理費</u>について、対前年度 96%（特殊要因分を除く）という予算額の中で、実施計画予算を策定し、より効率的・効果的な予算執行に努力。 ・<u>国家公務員の給与構造改革</u>を参考に、<u>管理職手当の定額化</u>を実施。 ・<u>業績評価制度に基づく業績手当</u>の支給を実施。 ・<u>管理職</u>については、前年度の勤務評定の結果に基づいて昇給を実施。 ・<u>役員</u>については、前年度の法人の評価結果等に基づいて業績給を支給。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務経費</u>について、対前年度 99%（特殊要因分を除く）という予算額の中で実施計画予算を策定し、より効率的・効果的な予算執行に努力。 <ul style="list-style-type: none"> ・最適化計画推進委員会を開催し、進捗状況を踏まえながら最適化計画を推進。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集</p> <p>① P I O - N E T の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 1 8 年度に実施した「全国消費生活情報ネットワーク・システム (P I O - N E T) に係る刷新可能性調査」の結果を踏まえ、「<u>P I O - N E T システムの最適化計画</u>」を策定する。 P I O - N E T の安定的運用に資するため、<u>キーワード改定作業に着手</u>する。 地方センター等からの要望を踏まえ、<u>P I O - N E T 端末機の増設</u>を検討の上、実施する。 <u>各省庁への P I O - N E T 端末新設</u>のために必要なシステム整備等を行う。 作成した<u>相談データ</u>を受付時に送信することを励行させるとともに、その送信頻度を向上させるよう、<u>地方センターに要請</u>する。 消費生活相談カード直接作成システムの安定的運用に資するため、操作方法等の習熟のための方策（問合せ対応のための窓口の運営、電子掲示板の運営、P I O - N E T 運営連絡会議など）を引き続き実施する。 「消費生活相談データベース」について、1 週間に 1 回以上のデータ更新を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務やシステムにおける課題を分析し、将来体系に関する検討を行い、費用概算や効果指標などについてまとめた「<u>P I O - N E T 最適化計画</u>」を作成。 全国の消費生活センター等にアンケート調査を実施して改定規模を検討すると共に、各種システムへの影響調査を開始。 要望調査を実施し、内閣府が改定した配備基準に基づいて配備先を確定。 (平成 18 年度末 : 385 か所 → 平成 19 年度末 : 459 か所 (予定)) P I O - N E T 端末追加配備の入札仕様を作成し、入札説明会を実施。 中央省庁への P I O - N E T 端末配備のために必要なシステム整備を開始。 総務省へ霞が関 WAN の利用を申請し、接続に必要な準備を実施。 全国消費生活センター所長会議およびブロック所長会議において送信の迅速化について要請。 P I O - N E T <u>登録までの所要日数</u> (平成 19 年 9 月末までの登録分) は、平均 41.6 日 (前年同期 44.7 日) で、前年同期比 3.1 日減。 システムに関する問い合わせ総合窓口「ヘルプデスク」を運用し、サポート体制を強化。 問い合わせ対応及び情報共有のための電子掲示板「P I O - N E T 消費生活相談フォーラム」を運用。 P I O - N E T データの精度向上と入力早期化に資するため、相談カード作成セミナー (3 日間) を 2 回、消費生活相談員移動セミナー (京都府と共催) を実施。 計画どおりデータ更新を実施 (上期合計 51 回)。
<p>② 消費者トラブルメール箱</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費者トラブルメール箱」について、<u>3,500 件を上回る情報を収集</u>する。 「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報について、年度内に 4 回、収集結果やトラブルの概要を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>上期合計 4,596 件の情報を収集</u>。 (平成 18 年度上期は 4,214 件、平成 18 年度全体では 8,082 件) 平成 19 年 4 月及び 7 月に、収集結果及び統計情報をホームページに掲載。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(2) 国民への情報提供</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O-N E T の情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内に 20 テーマ以上提供する。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者（団体）及び関係行政機関への要望及び情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度上期には、以下の13 テーマによる情報提供を実施するとともに、関係行政機関に要望等。 <ul style="list-style-type: none"> ①パケット料金にご注意！予想以上に高額になることも（4月） ②死亡事故が2件発生 こんにゃく入りゼリーの事故（5月） ③大学生の間に広がる未公開株のトラブル（5月） ④ペット購入時のトラブルの実態と問題点（6月） ⑤怪しい「出資」の被害が続出！（6月） ⑥『民事訴訟通告書』で架空請求！連絡すると高額な料金を要求！（6月） ⑦絶対に目を離さないで！！浴槽用浮き輪で乳幼児が溺死も（7月） ⑧移動販売等での物干し竿購入に関するトラブルに注意！（7月） ⑨2006年度のPIO-NETにみる消費生活相談、危害・危険情報（8月） ⑩NOVAへの苦情が急増し、未だ解決されないケースも多数（8月） ⑪ドライアイスを入れて密閉したペットボトルが破裂して大けが（8月） ⑫「海外宝くじ」高齢者苦情が多数発生！（9月） ⑬高齢者に急増！生命保険の販売トラブル（9月）
<p>②出版物、テレビ、ホームページ等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き社会的に問題となっていて消費者の関心の高い情報の提供を行うこと等により、<u>アクセス件数の増加</u>を図る。 ・携帯電話による情報提供の充実を図る。 <p>イ. テレビ番組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴者モニターにアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「ご存知ですか」の動画配信を開始。「報道発表資料」ページの商品テスト結果に動画を追加（浴槽用浮き輪、電子レンジ用ゆで卵調理器具等）。 ・「中央省庁からのお知らせ」ページに、省庁別分類で記事検索が可能となる仕組みを整備。 ・「団体訴権コーナー」を開設。また、「消費者教育情報の専用コーナー」の開設準備に着手。 ・<u>上期は、トップページへのアクセス件数が21万件/月、総ページビュー件数が228万件/月（平成18年度は、それぞれ20万件/月、202万件/月）。</u> ・新潟県中越沖地震の被災者支援のコーナー「被災者の方々へ 暮らしの110番」を開設。 ・報道発表資料、架空請求業者名リスト等を追加。 ・前年度に実施した視聴者モニターアンケート調査結果を番組の企画・構成に反映し、計13回の番組を放映。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>ウ. 定期出版物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>くらしの豆知識</u>」について、適切なテーマ選択と満足度調査実施のため、読者等へのアンケート調査とヒアリングを実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「<u>国民生活</u>」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「<u>たしかな目</u>」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、<u>2008年度版（「知っておこう！カードとクレジットの危うい関係」）</u>を9月上旬に発行。 (満足度評価のアンケートは12月に実施予定) ・前年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、話題となっているテーマを中心に以下を特集。 (満足度評価のアンケートは12月に実施予定) <ul style="list-style-type: none"> 5月号：消費者団体訴訟制度スタート 6月号：ネット広告と消費者問題 7月号：自治体における消費者行政の新たな動き 8月号：今、問い直される「保険」の役割 9月号：暮らしに浸透するポイントサービス 10月号：行政における多重債務対策の充実を求めて ・前年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ「<u>知って備える金融トラブル最前線</u>」、「<u>くるくるリサイクル</u>」等の連載記事を企画。また、苦情相談の分析情報や商品テスト情報を掲載。 (満足度評価のアンケートは12月に実施予定) <ul style="list-style-type: none"> 5月号：わたしの街の「お財布」事情、電動3・4輪車 6月号：内職・サイドビジネス ここに注意、踏み台の安全性 7月号：お茶の間スパイスの科学、酸化染料を含むヘナ白髪染め スチーム式吸入器によるやけどにご注意！ 8月号：温暖化は止められる？私たちにできること 耐熱性の低いガラス製ティーポットの破損にご注意！ 9月号：小児科に卒煙外来！？ ミニカップタイプのこんにやく入りゼリー -事故防止のために- スイッチ付きテーブルタップの発煙に注意！ 10月号：高齢者ホームの入居者が快適にくらせるために 通信販売の補聴器等

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(3) 苦情相談</p> <p>①苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して<u>専門的相談の充実</u>を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等に適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行う。 <p>②個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護相談データベースを安定的に運用し、センター及び地方センターに寄せられた<u>個人情報に関する苦情相談情報を収集</u>する。 個人情報の保護に関する法律の制定や同法第7条に基づく基本方針を踏まえ、<u>苦情相談対応を積極的</u>に行う。 <p>③地方センターの苦情相談処理への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 経由相談の充実や、<u>消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行</u>などにより、地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。 年度内においては、全相談（個人情報保護に関するものを除く）件数に占める<u>経由相談</u>（個人情報保護に関するものを除く）の比率が<u>50%以上</u>とする。 <p>④消費者苦情処理専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の苦情処理委員会や地方センター等の苦情処理の推進に資するため、小委員会の更なる活用など委員会運営の創意工夫に努め、<u>年度内に4件以上</u>の情報提供を行う。 <p>⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きホームページのADR機関情報専用コーナーの内容充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による法律相談 : 毎週水曜日(午前)、木曜(午後) 一級建築士による住宅相談 : 月2回 自動車専門家による自動車相談 : 月1回 <ul style="list-style-type: none"> <u>上期 5,340 件</u>の情報を収集（平成 18 年度上期は 6,080 件）。 内閣府が実施する地方公共団体からの情報収集業務の国民生活センターへの移管について、協議・検討を実施（平成 20 年度より、国民生活センターの個人情報保護データベースで一括管理予定）。 <u>上期 758 件</u>の情報を収集（平成 18 年度上期は 762 件）。 相談員向けの個人情報保護法に関する講座を開催。 相談処理に役立つ情報を掲載した「<u>消費生活相談緊急情報</u>」を計 6 回発行、併せて電子配信。 製品事故に関する情報を掲載した「<u>製品関連事故情報</u>」を計 3 回発行し、各地の消費生活センターに配布。 上期においては、経由相談を 2,606 件受け付け（<u>全相談に占める比率 54.1%</u>）。 上期においては、消費者苦情処理専門委員会の小委員会を 6 回開催。小委員会の助言を得て <u>2 件</u>の情報提供を実施（10 月 5 日）。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅ローン借り換えに伴う団体生命保険の加入時に、病歴等を告知しなかったため、被保険者の死亡に際し、告知義務違反により保険金が支払われないトラブル ②観劇チケットをインターネットオークションで落札したが、出品者から送付されたチケットが真正品でなかったため、オークション運営会社の補償規定に基づき補償を申請したが、補償対象外となったトラブル ホームページのADR機関情報専用コーナーへ掲示するコンテンツの原稿を作成。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(4) 関係機関への情報提供</p> <p>①地方センターへの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方センターにおける P I O - N E T の安定的な運営に資するため、P I O - N E T 運営に関する情報を掲載した「<u>P I O - N E T 通信</u>」を月 1 回作成し、地方センターに提供する。 引き続き地方センター向けの電子的な事務連絡、情報提供、情報交換を安定的に行い、業務運営の迅速化、効率化に資する。 <p>②行政機関等との情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>行政機関からの P I O - N E T 情報に関する情報提供依頼に積極的に対応する。</u> 法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの照会について、P I O - N E T 情報や相談処理を行う中で把握した情報を活用して対応する。 消費者契約法に基づく<u>適格消費者団体からの照会への対応を開始する。</u> <p>③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>消費者フォーラムを開催し、参加者から 5 段階評価で 4 以上の満足度の評価を得るよう実施する。</u> 平成 19 年度内に、4 以上の事業者団体等と定期的な意見交換会を開催する。 消費者団体や N P O が活動や交流のために利用できる場所となる「<u>くらしの情報交流プラザ</u>」で、“<u>くらしの情報交流プラザ☆さろん</u>”を、東京事務所の耐震補強工事期間中を除き、毎月 1 回開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「P I O - N E T 通信」を月 1 回作成し、地方センターに提供。 フォーラムに「内閣府からのお知らせコーナー」「消費生活センター一覧」「国民生活センター主催研修情報」を新設。 行政機関等からの P I O - N E T 情報に関する情報提供依頼への対応 <u>上期 1,590 件。</u> <u>上期</u>においては、法令に基づく照会 205 件に対応。(裁判所 13 件、警察 68 件、弁護士会 124 件) 適格消費者団体からの照会への対応を準備。 <u>12 月 3 日の開催</u>に向け、テーマ選定、参加団体・グループの募集と選考、受講者の募集を実施。 下期に事業者団体等との意見交換会を開催予定。 上期に「<u>くらしの情報交流プラザ☆さろん</u>」を 5 回開催。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(5) 研修</p> <p>①研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の職員及び消費生活相談員を対象とする研修を6コース実施する。 地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を13コース実施する。 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している行政職員および消費生活相談員を対象とする消費生活相談員移動セミナー(地方都市開催)を26コース実施する。 企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を4コース実施する。 学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。 地域における消費者活動推進者(消費者活動に関心のある消費者及び行政職員、消費生活相談員等)を対象とした研修を1コース実施する。 相模原市と共催で、一般市民、一般消費者、行政職員、消費生活相談員等を対象とした公開講座を1コース実施する。 研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 5～6月に、消費者行政職員研修(職員講座)を2回実施。 9月に、消費者行政職員研修(管理職研修)を1回実施。 上期7コースの研修を開催。内訳は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員研修(専門・事例講座)4回 消費生活相談員養成講座1回 消費生活相談カード作成セミナー2回 上期13コース(全て地方開催)の消費生活相談員移動セミナーを開催。内訳は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 公開講座+相談基礎2日コース2回 相談基礎2日コース6回 消費生活専門相談員育成支援セミナー3回 最新相談情報セミナー2回 企業研修(1日コース)を1回実施。 学生セミナーを1回実施。 開催準備中。 開催準備中。 各研修の受講生に対するアンケート調査を実施し、満足度の評価は4.6～4.9。
<p>②消費生活専門相談員資格の審査及び認定</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 合計754名の受験申込みを受け、第1次試験を9月29日に全国16ヶ所で実施。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(6) 商品テスト</p> <p>①原因究明テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト技術向上のための研鑽を図り、<u>テスト期間の短縮</u>を行う。 ・テスト実施件数は、年度内で<u>45 件以上</u>とする。 ・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。 <p>②問題提起型テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト実施件数は、<u>年度内で 12 件以上</u>とする。 ・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。 ・テストの課題設定及び成果については、<u>商品テスト分析・評価委員会の評価</u>を受け、その結果を業務に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト技術習得のために外部専門機関による研修受講、各種情報収集を実施。(上期 17 回、計 29 名参加) ・テスト期間の短縮に引き続き努力し、<u>上期平均で 73 日</u>となった(前年度 85 日)。 ・<u>上期 26 件の原因究明テスト</u>を実施。主な内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ルームランナーから火花 ・自転車用ライトの破損で顔に傷 ・温浴効果をうたった岩石の放射線量 ・電気湯沸かしポットのスイッチ部から発煙 ・懐中電灯に使用したアルカリ乾電池から液漏れしやけど ・テーブルタップの差込口の焦げ ・地方センター等に対して、電話及び I T 会議室・テスト職員掲示板を利用し、テスト方法等につき助言。 ・<u>上期 8 件の問題提起型テスト</u>を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①電動 3・4 輪車の安全性 ②踏み台の安全性 ③スチーム式吸入器によるやけどに注意! ④酸化染料を含むヘナ白髪染め ⑤耐熱性の低いガラス製ティーポットの破損に注意! ⑥ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーによる事故防止のために ⑦通信販売の補聴器等の安全性や補聴効果 ⑧電子レンジ用ゆで卵調理器具の使い方に注意! ・各テスト結果を報道機関等に情報提供。 ・<u>商品テスト分析・評価委員会を 16 回開催</u>し、評価結果を業務に反映。

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況
<p>(7) 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活の動向、消費生活に関する諸問題の中から消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O-N E T などセンターの収集した情報などを用いて調査研究を行う。 ・ 終了した調査研究や実施予定の調査研究課題について、外部有識者による評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者契約法に関する調査研究」、「学童保育の現状と課題に関する調査研究」等を実施。 ・ 外部有識者による評価は下期に実施予定。
<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>予算 収支計画 資金計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度計画に基づき執行中
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の限度額は6億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。</p>	<p>—</p>
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>計画なし</p>	<p>—</p>
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>(1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備</p> <p>(2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備</p> <p>(3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・設備</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

平成 19 年度 年度計画内容	平成 19 年度上半期における業務執行状況										
<p>7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画 平成 19 年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="120 309 884 469"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>予定額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京事務所耐震改修工事</td> <td>321</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>東京事務所電気設備改修工事</td> <td>170</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	予定額	財源	東京事務所耐震改修工事	321	施設整備費補助金	東京事務所電気設備改修工事	170		<ul style="list-style-type: none"> ・関東地方整備局等と調整し、<u>工事を実施</u>。 	
施設・整備の内容	予定額	財源									
東京事務所耐震改修工事	321	施設整備費補助金									
東京事務所電気設備改修工事	170										
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>①方針 ・業務運営の効率化により、<u>常勤職員の増加抑制</u>に努める。</p> <p>②人員に係る指標 ・期末の常勤職員は、120 人以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の新規採用を 1 名、期中における<u>任期付職員の採用を 1 名</u>とするなど、最小限の人員補充にとどめ、常勤職員の増加抑制に努力。 ・一般管理費の削減が求められている中で、給与水準の引下げに努めつつ、常勤職員数の抑制に努力（上期末 114 人） 										
<p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>①平成 17 年度から平成 23 年度までのコンピュータの賃貸借 ②平成 18 年度から平成 20 年度までの東京事務所耐震改修工事</p> <table border="1" data-bbox="136 995 938 1270"> <tbody> <tr> <td>債務負担の限度額</td> <td>784 百万円</td> </tr> <tr> <td>債務負担を行う年度</td> <td>平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td>支出を行うべき年度</td> <td>平成 18 年度以降 3 箇年度</td> </tr> <tr> <td>当該中期計画期間中の支出予定額</td> <td>431 百万円</td> </tr> <tr> <td>債務負担を必要とする理由</td> <td>東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため</td> </tr> </tbody> </table>	債務負担の限度額	784 百万円	債務負担を行う年度	平成 18 年度	支出を行うべき年度	平成 18 年度以降 3 箇年度	当該中期計画期間中の支出予定額	431 百万円	債務負担を必要とする理由	東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため	<p>—</p> <p>—</p>
債務負担の限度額	784 百万円										
債務負担を行う年度	平成 18 年度										
支出を行うべき年度	平成 18 年度以降 3 箇年度										
当該中期計画期間中の支出予定額	431 百万円										
債務負担を必要とする理由	東京事務所の耐震改修工事には、多くの日数を要するため										
<p>(4) 積立金の処分に関する事項 計画なし</p>	<p>—</p>										